

医師の診断書の内容について

契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものとし、その根拠について記載することになります。

(根拠として記載する事項の例)

A 医学的診断

- ・ 診断名
- ・ 所見（現病歴，現在症，重症度，現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）
- ・ 各種検査結果（認知機能検査等）
- ・ 短期内に回復する可能性

B 判断能力についての意見

- ・ 見当識の障害有無
- ・ 他人との意思疎通の障害の有無
- ・ 理解力・判断力の障害の有無
- ・ 記憶力の障害の有無

C 参考となる事項（本人の心身の状態，日常的・社会的な生活状況）

D その他県知事が必要と認める事項